

警備員教育の時間数一覧表

根拠:警備業法第21条第2項 警備業法施行規則第38条

○:免除

警備員の経歴、能力等の区分		教育時間数			
		新任教育		現任教育(毎年度)	
		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育
警備員指導教育責任者 有資格者 若しくは 1級検定の合格証明書 の交付を受けている 警備員	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	○	○
	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3(2)	○	6
2級検定の合格証明書の交付を受けている 警備員	当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	○	6
	当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3(2)	○	6
機械警備業務管理者 有資格者	機械警備業務に従事させる場合	10	○	10	
	経験者(注1)で機械警備業務に従事させる場合	3	○	10	
	元警察官(注2)で機械警備業務に従事させる場合	3	○	10	
	合格証明書又は警備員指導教育責任者資格者証(1号を除く)の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させる場合	○	○	○	6
経験者(注1)で当該警備業務に従事させる場合		7(2) (注3)		10	
経験者(注1)で当該警備業務以外に従事させる場合		13(5) (注3)		10	
元警察官(注2)		13(5) (注3)		10	
一般の警備員		20(5) (注3)		10	
特記	<ul style="list-style-type: none"> 教育時間数は表記の時間数以上行う必要がある。 新任教育の()内の数字は、業務別教育を実地教育によることが出来る最大時間数を示している。 				

(注1)「経験者」とは、最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注2)「元警察官」とは、警察官の職にあった期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注3) 新任教育として基本教育及び業務別教育を行う場合については、各社によって基本教育及び業務別教育の時間数の比率を決めることになる。この場合において、業務別教育の時間数を2で除した時間数又は上表の()内の時間数のいずれか少ない時間数を超えない時間数については実地教育によることが出来る。なお、当該時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。

<一般の警備員における実地教育の例>

- ① 基本教育10時間、業務別教育10時間(実地教育5時間まで可)
- ② 基本教育5時間、業務別教育15時間(実地教育5時間まで可)
- ③ 基本教育15時間、業務別教育5時間(実地教育3時間まで可)
- ④ 基本教育19時間、業務別教育1時間(実地教育1時間まで可)

<備考>

※1 講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電気通信回線を使用して行うものを含む。)とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。

①受講者の本人確認ができる ②受講状況を確認できる ③知識の習得状況を確認できる ④質疑応答の機会がある

※2 現任教育は、毎年度(4月1日～翌年3月31日)行う。ただし、新任教育を行った年度は、現任教育を行わなくてよい。

※3 警備員が主として従事する警備業務の区分を変更する場合の新任教育は行わなくてよい。